

鳥取縣公報

縣令

第拾貳號

昭和四年五月十日

金曜日

◇鳥取縣令第三十九號

土木建築請負業取締規則左ノ通之ヲ定ム

昭和四年五月十日

鳥取縣知事 久保豊四郎

土木建築請負業取締規則

第一條 土木建築請負業（以下單ニ請負業ト稱ス）ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察署（所轄警察署トハ主タル業務所在地所轄警察署トス以下之ニ同シ）ニ願出許可ヲ受クヘシ、法人ニ在リテハ其ノ代表者又ハ定款ヲ變更セムトスルトキ亦同シ、

一、本籍、住所、氏名、生年月日及履歷（法人ニ在リテハ其ノ名稱、代表者ノ本籍、住所、氏名及生年月日、主タル業務所在地並定款ノ寫）

二、業務所在地（事務所、出張所等ヲ含ム）

三、屋號又ハ商號等アルトキハ其ノ名稱

前項ノ規定ニ依リ許可ヲ爲シタルトキハ様式第一號ニ依ル土木建築請負業許可證（以下單ニ許可證ト稱ス）ヲ交付ス

- 第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ請負業ヲ許可セス
- 一、第十條ノ規定ニ依リ請負業ノ許可ノ取消處分ヲ受ケタル者但改悛ノ情顯著ナル者ハ此ノ限リニ在ラス
- 二、他人ニ名義ヲ假シ又ハ假スノ虞アル者
- 三、公安ヲ害スルノ虞アル者
- 四、無能力者但營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ナルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 五、破産者ニシテ復權セサル者
- 六、前各號ノ外不適當ト認ムル者
- 法人ニ在リテハ其ノ代表者ニシテ前項各號ノ一ニ該當スルトキ亦同シ
- 第三條 請負業者從業者ヲ使用セムトスルトキハ其ノ本籍、住所、氏名、生年月日及履歴ヲ具シ所轄警察署ニ願出認可ヲ受クヘシ
- 前項ノ規定ニ依リ認可ヲ爲シタルトキハ様式第二號ニ依ル土木建築業從業者認可證(以下單ニ認可證ト稱ス)ヲ交付ス
- 第四條 請負業者ニシテ許可證又ハ認可證ノ記載事項ニ異動ヲ生シ又ハ之ヲ滅失、毀損シタルトキハ五日以内ニ所轄警察署ニ届出其ノ書換又ハ再交付ヲ受クヘシ
- 主タル業務所所在地ノ異動ニシテ他署管内ニ係ルトキハ新所在地所轄警察署ニ届出テ前項ノ書換ヲ受クヘシ
- 第五條 許可證又ハ認可證ハ就業中常ニ之ヲ携帯スヘシ
- 許可證又ハ認可證ハ之ヲ他人ニ貸與スルトコトヲ得ス
- 第六條 請負業者ハ各業務所ニ様式第三號ニ依ル土木建築業請負臺帳ヲ備付シ契約ノ都度其ノ所定

- 事項レ記載スヘシ、記載事項ニ異動アルタルトキ亦同シ
- 前項ノ臺帳ハ使用前所轄警察署ノ檢印ヲ受ケ使用終了後五ケ年間之ヲ保存スヘシ
- 第七條 請負業者ニシテ市街地建築物法令ノ適用ヲ受クヘキ工事ヲ爲ストキハ工事現場ニ建築認可證又ハ建築承認證ノ備付シタルコトヲ確認スルニ非サレハ工事ニ着手スルトコトヲ得ス
- 請負業者ハ前項ノ建築認可證又ハ建築承認證ト異リタル工事ヲ爲ササル様注意スヘシ
- 第八條 請負業者ハ左ニ掲クル行爲ヲ爲シ又ハ爲サシムヘカラス
- 一、相手方ノ意思ニ反シテ工事ノ請負又ハ下請負ヲ要請スルトコト
- 二、猥リニ入札場ノ附近ヲ徘徊スルトコト
- 三、入札前不法ノ談合ニ依リ利益ヲ受クル一切ノ行爲ヲ爲スコト
- 四、故ナク工事ヲ遅延シ又ハ其ノ他ノ不正ノ手段ヲ以テ相手方ヲ窮セシメ財物ヲ取得シ又ハ他人ヲシテ之ヲ取得セシムルトコト
- 前項ノ規定ハ下請負人又ハ請負業者若ハ下請負人ニ使用セラルル從業者ニ對シテモ之ヲ適用ス
- 第九條 所轄警察署ハ取締上必要アルトキハ請負業者ニ對シ本令ニ定ムルモノノ外別段ノ事項ヲ命スルトコトヲ得
- 第十條 請負業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ營業ノ停止ヲ命シ又ハ許可ヲ取消スコトアルヘシ
- 一、本令若ハ本令ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ
- 二、第二條第二號乃至第六號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキ
- 三、引續キ一年以上工事請負ノ事實ナキトキ又ハ六月以上行衛不明トナリタルトキ
- 第十一條 下請負人又ハ從業者ニシテ公安ヲ害シ其ノ他從業スルニ不適當ト認メタル時ハ所轄警察署

ハ請負業者ニ對シ其ノ下請負人トノ下請負ヲ禁シ又ハ從業者ノ認可ヲ取消シ若ハ解雇ヲ命スルコトヲ得

第十二條 請負業者ハ警察官吏ノ臨檢ヲ拒ムコトヲ得ス

第十三條 請負業者廢業シ又ハ許可ヲ取消サレタルトキハ許可證及認可證ヲ、從業者ノ使用ヲ罷メ、又ハ從業者死亡シ若ハ從業者ノ認可ヲ取消サレタルトキハ認可證ヲ五日以内ニ所轄警察署ニ返納スヘシ

請負業者死亡シタルトキハ戸主又ハ家族ヨリ、法人ニシテ解散シタルトキハ清算人ヨリ五日以内ニ所轄警察署ニ許可證及認可證ヲ返納スヘシ

第十四條 請負業者組合ヲ設ケムトスルトキハ一若ハ數郡市ヲ一區域トシテ同業者三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ組合規約ヲ定メ組合事務所所在地所轄警察署ヲ經由シ知事ノ認可ヲ受クヘシ、其ノ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

前項ノ組合ヲ設ケタル區域内ニ於ケル請負業者ハ其ノ組合ニ加入セスシテ營業ヲ爲スコトヲ得ス

第十五條 前條ノ組合規約ニハ左ノ事項ニ關シ規定ヲ設クヘシ

- 一、組合ノ名稱及事務所所在地
- 二、組合ノ組織、業務及會議ノ方法
- 三、役員ノ權限、任期及選舉ノ方法
- 四、組合財産ノ管理及組合費用ノ收支方法
- 五、組合員ノ權利及義務ニ關スル事項
- 六、入退會ニ關スル事項
- 七、違約者處分ノ方法

八、定款變更及解散ノ方法

第十六條 組合聯合會ヲ設ケムトスルトキハ前二條ノ例ニ依リ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十七條 組合又ハ組合聯合會ハ組合員中ヨリ其ノ代表者ヲ選定シ知事ニ届出ツヘシ

第十八條 組合又ハ組合聯合會ノ代表者ハ毎年四月二十日迄ニ前年度ニ於ケル事業報告書及收支決算書ヲ作り知事ニ届出ツヘシ

第十九條 公益上必要アリト認めタルトキハ組合若ハ組合聯合會ノ解散、規約ノ變更又ハ役員ノ解任ヲ命スルコトアルヘシ

第二十條 第一條第一項、第三條第一項、第四條乃至第八條若ハ第十三條ノ規定ニ違反シ、第十二條ノ臨檢ヲ拒ミ又ハ第九條乃至第十一條ノ命令ニ從ハサルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二十一條 請負業者ハ其ノ業務ニ關シ下請負人又ハ請負業者若ハ下請負人ノ家族、同居者工事使用人若ハ從業者ノ行爲ニシテ本令若ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十二條 第十七條ノ規定ハ法人ニ在リテハ其ノ代表者ニ之ヲ適用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ請負業ヲ爲ス者ハ第一條ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

前項ノ請負業者ニシテ引續キ請負業ヲ爲サムトスル者ハ本令施行後二月以内ニ第一條各號ノ事項ヲ具シ所轄警察署ニ届出ツヘシ

前項ノ届出ヲ爲ササルトキハ第二項ノ効力ハ之ヲ失フモノトス

様式第一號(用紙鳥ノ子)

三寸

(表)

二寸四分

第 號	昭和 年 月 日 交付
土木建築	請負業 許可之證
鳥取縣	警察署 印

様式第二號(用紙鳥ノ子)

三寸

(表)

二寸四分

第 號	年 月 日 交付
土木建築請負業	認可之證
從業者	鳥取縣 警察署 印

(裏)

本籍	住所	氏名	及生	平日	請負者	屋號	ハ商務所

(裏)

本籍	住所	氏名	及生	年月日	屋號	ハ商務所	所
				年 月 日 生			

土木建築請負臺帳

契約成立年月日	
請負工事依頼者ノ住所氏名及職業	
請負作業地地名番號	
請負工事ノ種別	
請負工事ノ大要	
請負金額	
作業着手年月日	
引渡年月日	
備考	

記載例

一、請負工事ノ大要欄ニハ建物坪數構造ノ大要等ヲ記載スルコト

告示

二、備考欄ニハ下請アルトキハ其ノ住所氏名、下請負ノ部分下請負金額等ヲ記載シ其ノ他參考トナルヘキ事項ヲ記載ス

◆鳥取縣告示第百二十五號

西伯郡中濱村耕地整理組合規約變更ノ件認可セリ

昭和四年五月十日

鳥取縣知事 久保 豊 四郎

◆鳥取縣告示第百二十六號

日野郡米澤村ヨリ江尾村ニ至ル道路新設事業準備之爲左記土地ニ立入り測量又ハ検査ノ件許可セリ

昭和四年五月十日

鳥取縣知事 久保 豊 四郎

記

一、起業者 日野郡江尾村 額 川 徳 助

一、事業ノ種類 道路新設 土地測量又ハ検査

一、日 的 日野郡米澤村、同郡江尾村

一、立入ルヘキ土地ノ區域

◆鳥取縣告示第百二十七號

氣高郡大和村横枕耕地整理組合副長左記ノ通選任ノ件認可セリ

昭和四年五月十日

鳥取縣知事 久保 豊 四郎

氣高郡大和村太 横枕

◆鳥取縣告示第百二十八號

氣高郡小鷺河村外一耕地整理組合長同副長左記ノ通選任ノ件認可セリ

昭和四年五月十日

鳥取縣知事 久保 豊 四郎

氣高郡小鷺河村大字小別所

組合長 山下 松 吉

同郡同村大字河内

組合副長 三 谷 富 藏
武 部 長 藏

彙報

任免及辭令

◎昭和四年四月十三日

鳥取縣農林技手ニ任ス

判任官三等待遇

月俸六拾圓給與

内務部農務課勤務ヲ命ス

鳥取市岩美郡氣高郡滞在ヲ命ス

鳥取縣商工技手ニ任ス

横山 哲元

山澤 逸雄

判任官三等待遇
四級俸給與
鳥取縣工業試驗場勤務ヲ命ス

◎昭和四年四月二十五日

願ニ依リ本職ヲ免ス

◎昭和四年四月三十日

依願免本官

判任官三等待遇

鳥取縣農林技手 村岡 壽朗

鳥取縣農林技手 山口 直路

鳥取縣農林技手 山口 直路

四級俸給與	蠶業取締所米子支所長ヲ命ス	鳥取縣農林技手	吉田 耕司
内務部農務課兼務ヲ命ス	米子市西伯郡滞在ヲ命ス	同	田中 泰治
任鳥取縣技手	給四級俸	(各通)	横山 哲元
内務部農務課勤務ヲ命ス	鳥取縣農林技手	同	三木恒千代
自今俸給ヲ給セス	地方農林技師	同	土土 重助
蠶業取締所勤務ヲ命ス	鳥取縣農林技手	(各通)	林原 明重
蠶業取締所倉吉支所長兼内務部農務課勤務ヲ命ス	米本 長藏	同	井川 清市
東伯郡滞在ヲ命ス	同	同	
内務部農務課兼蠶業取締所勤務ヲ命ス	小山 寛一	同	
東伯郡滞在ヲ命ス	細川 教治	同	
鳥取縣農林技手ニ任ス		同	
列任官三等待遇		同	
月俸五拾圓ヲ給與		同	

昭和四年五月十日印刷
昭和四年五月十日發行

(定價小口一枚參厘四毛)

發行 鳥取縣鳥取市東町 縣
印刷 鳥取縣氣高郡大正村大字古海
鳥取縣氣高郡大正村大字古海 鳥取支所